

平成29年度

第12回

# 農業委員会総会議事録

平成30年3月23日 開 会

上士幌町農業委員会

平成29年度 第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月23日(金) 午後2時00分～午後3時25分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(11名)

1番	阿部修	7番	関谷光丸
2番	齋藤哲也	8番	早坂均
3番	山本弘一	9番	高木裕巳
4番	大井隆行	10番	佐藤清雄
5番	大西仁志	11番	早坂晴雄
6番	菅原研		

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

- 1 農業委員会活動報告
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 その他

日程第5 協議事項

- 1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
- 2 上士幌町農業委員会報酬基準要綱の制定について
- 3 上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議委員の推薦について
- 4 その他

日程第6 審議事項

議案第1号 現況証明願について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 その他

- 1 今後の日程について
- 2 農業委員道内研修の実施日程について
- 3 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤桂二
事務局主査	櫻井淳史
事務局専門員	綿貫光義

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

9番 高木裕巳・ 10番 佐藤 清

---

◎日程第1 開会宣言

○10番（佐藤代理）

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、全員が出席し、上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により在任委員の過半数が出席しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成29年度第12回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長より開会のご挨拶をお願いいたします。

---

◎日程第2 会長挨拶

○議長（早坂会長）

皆さんこんにちは。今日、午前中に家族経営協定調印式を実施してきました。家族経営協定は、いつでも受け付けておりますので、地域の中で希望される方がおりましたら、農業委員会事務局に連絡していただきたいと思います。事務局で資料等送付し協定に向けて対応いたします。調印式だけ別の日程を設定し実施しているだけです。今日の総会、慎重審議よろしくをお願いいたします。

---

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長（早坂会長）

それでは、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。9番高木裕巳委員長、10番佐藤 清代理を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

---

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長（早坂会長）

これより議事に入ります。はじめに、日程第4、報告事項1、農業委員会活動報告について、事務局より報告願います。

○事務局（佐藤事務局長）

それでは、私の方から報告事項1、農業委員会の2月の活動状況についてご報告いたします。ページは2ページになります。

**【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】**

以上、2月の農業委員会活動報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より2月中の活動状況について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

---

◎日程第4 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（早坂会長）

次に報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局（櫻井主査）

議案は、3ページになります。賃貸借等の合意解約をした旨、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に基づき通知がありましたので報告いたします。今回、使用貸借2件の通知がありました。

**【報告事項2について、議案書をもとに朗読・説明】**

○議長（早坂会長）

只今、事務局より報告のありました使用貸借の合意解約についてご質問はありますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので報告事項2はこれで終わります。

---

◎日程第4 報告事項3 その他について

○議長（早坂会長）

報告事項3その他について、こちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項はこれで終わります。

---

◎日程第5 協議事項1、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

協議事項1、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

ページは4ページなります。農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否について協議を求めます。今回は用途区分変更が2件出されております。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

ご審議の上、ご可決下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1の提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は用途区分変更が2件出されておりますので、番号ごとに確認をしていきたいと思っております。

始めに、番号1についてご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については原案どおり用途区分の変更を認めることとして決定したいと思っておりますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）  
異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（早坂会長）  
次に、番号2についてご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）  
ないようですので、番号2については原案どおり用途区分の変更を認めることとして決定したいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）  
異議なしと認め、原案どおり決定しました。

---

◎日程第5 協議事項2、上士幌町農業委員会報酬基準要綱の制定について

○議長（早坂会長）  
協議事項2、上士幌町農業委員会報酬基準要綱の制定について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（綿貫専門員）  
農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金事業を実施するため、上士幌町農業委員会報酬基準要綱を制定したく協議を求めるものです。別紙資料によりご説明いたします。

【協議事項2について、議案書及び別紙資料をもとに朗読・説明】

○議長（早坂会長）  
只今、事務局より協議事項2の提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。ご意見等ございますか。

○3番(山本委員)  
報酬基準要綱ですが、当時の理事者の理解を頂き、各町村では設定していない会長・会長代理・各委員長・委員と報酬を4段階に設定されているが、これらの見直しから20年以上たっている。管内の町村とは農地のあっせん等の進め方は本町とは違っている。この要綱を設定したら報酬は上がらないのではないか。現在農業委員は欠員となっている。報酬を上げるべである。局長の考えかたは。

○事務局(佐藤局長)  
月額報酬として決められていますが、本町の条例委員の月額報酬について記載

されていますが、教育委員とは別に4段階で設定されています。当時の山本会長の努力によるものと考えています。この報酬に対する議論は、この間の一市三町の三役研修会でも議論しているところですが、管内市町村が足並みをそろえ報酬引き上げに向け取り組むこととしています。

○3番(山本委員)

どのように進めるのか。具体的な方法はどうか考えているのか。

○事務局(佐藤局長)

農業委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定められており、農業委員だけの報酬を引き上げるのではなく、全体を見直すこととなるので、理事者に対し農業委員会からもアクションを起こしていくべきと考えています。

○3番(山本委員)

農業委員として報酬は安いと思っているのか。会長としてどうか考えているのか。

○事務局(綿貫専門員)

今回の報酬基準要綱については、農地利用最適化交付金事業を実施するために報酬基準を定めるものであり、この要綱を設定したからもう報酬が上がらないというものではありません。報酬の引上げをするには条例の改正をしなければなりません。報酬の引上げについては、次年度以降、議員報酬を含めた全体の見直しに合わせておこなって行きたいと考えています。

○議長(早坂会長)

会長としては、農業委員会の報酬については、今のままでは良いとは思っていないが、どう進めればいいのか。

○事務局(佐藤局長)

前回の一市三町の議題の中にこの報酬の問題について提起していますし、上士幌町農業委員会としての意見として委員報酬の見直しについて申し出ています。この意見については、農業委員の総意であると認識しお話をさせていただいています。

○議長(早坂会長)

議会としても協力をお願いしたと思いますし、私としても頑張りたいと思います。その他ご意見等ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、協議事項2、上士幌町農業委員会報酬基準要綱を制定については原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

---

◎日程第5 協議事項3、上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議委員の推薦について

○議長 (早坂会長)

協議事項3、上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議委員の推薦について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局 (佐藤局長)

上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議委員について、上士幌町長から推薦依頼がありましたので選出について、協議を求めるものです。

この上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議の委員については、会長のあて職となっております。

【協議事項3について、議案書をもとに朗読・説明】

○議長 (早坂会長)

只今、事務局より協議事項3の提案理由の説明がありましたが、先の三役会議におきましては、これまでどおり引き続き会長を推薦することで了解されましたが、この場で改めて会長を推薦することについてご提案いたします。この件についてご意見等ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、上士幌町農業経営改善支援センター経営者会議委員に、早坂晴雄会長を選出したいと思いますが、これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、会長を選出することで決定しました。

---

◎日程第5 協議事項4 その他について



○議長（早坂会長）

次に、日程第5 協議事項4 その他について、こちらからはありませんが皆さんから何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

---

◎日程第6 審議事項、議案第1号 現況証明願について

○議長（早坂会長）

次に、日程第6、審議事項、議案第1号 現況証明願についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案は20ページからになります。北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請があったので証明書を交付したく審議を求めるものです。今回の申請は1件となっています。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

ご審議の上、ご可決下さいますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第1号について提案理由の説明がありましたが、番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第1号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農業政策委員会に付託することとします。齋藤委員長よろしくようお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

（午後2時41分）

---

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時49分）

○議長（早坂会長）

それでは、齋藤農業政策委員長より審議結果の報告をお願いします。

○2番（齋藤農業政策委員長）

只今、農業政策委員会を開催し現況証明願について検討いたしました。番号1●●●●氏の現況証明について承認していくことで決定いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（早坂会長）

只今、齋藤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1●●●●について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

---

◎日程第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（早坂会長）

次に、日程第6、審議事項、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案は24ページからになります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求めるものです。今回の申請は、所有権2件、賃借権2件、使用貸借権1件となっています。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

ご審議の上、ご可決下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。

今回は、所有権の移転が2件、賃借権2件、使用賃借権1件が出されております。一件ごとに審議しますのでよろしくお願いいたします。

始めに番号1、所有権移転についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、所有権を移転することとして決定したいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に、番号2の所有権移転についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、所有権を移転することとして決定したいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に、番号3賃借権の設定についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号3については、貸借権を設定することとして決定したいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に、番号4についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号4については、貸借権を設定することとして決定したいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に、番号5についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号5については、使用貸借権を設定することとして決定したいと思いますがご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

議案は27ページになります。農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第7条第2項の規定により審議を求めるものです。今回、2件の申請がございます。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありましたが、番号1及び番号2についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第3号については、農地委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農地委員会に付託することとします。それでは、高木農地委員長よろしくをお願いいたします。ここで暫時休憩します。

○事務局（櫻井主査）

この後、農地委員会で審議いたしますが、次の議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請についても一緒に審議いたしますのでよろしくをお願いいたします。

（午後3時00分）

---

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時05分）

○議長（早坂会長）

それでは、高木農地委員長より審議結果の報告をお願いします。

○2番（高木農地委員長）

議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についてですが、慎重審議の結果、番号1●●●●氏及び番号2●●●●氏について、許可していくということで決定いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（早坂会長）

只今、高木農地委員長から報告がありましたが、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1●●●●氏及び番号2●●●●氏について申請どおり転用を認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

---

◎日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

議案は58ページになります。農地法第5条の規定による許可申請がありますので、同法施行令第15条第2項の規定により審議を求めるものです。今回、農業集落環境管理施設建設（バイオガスプラント）の1件の申請がございます。

【議案第4号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第4号について提案理由の説明がありましたが、番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、議案第4号については、農地委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、農地委員会に付託することとします。それでは、高木農地委員長より審議結果について報告願います。

○2番(高木農地委員長)

議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請についてですが、慎重審議の結果、許可していくということで決定いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長(早坂会長)

只今、高木農地委員長から報告がありましたが、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号1について申請どおりバイオガスプラント建設のための転用を認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

---

◎日程第7 その他1 今後の日程について

○議長(早坂会長)

次に、日程第7 その他1「今後の日程について」事務局より説明願います。

○事務局(綿貫専門員)

4月の農業委員会の日程についてご説明いたします。

【4月の日程について朗読、説明】

○議長（早坂会長）

只今、事務局よりその他1について説明がありましたが何かご意見、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、その他1はこれで終わります。

---

◎日程第7 その他2 農業委員道内研修の実施日程について

○議長（早坂会長）

次に、日程第7 その他2 農業委員道内研修の実施日程について事務局より説明願います。

○事務局(佐藤局長)

今年度実施予定の農業委員道内研修の実施日程について、道内研修は、2泊3日を予定していますが、ヘルパー等の確保が必要となることから、今回、実施日程を決定しておきたいと考えます。事務局案ですが、7月18日（水）19日（木）20（金）を考えていますが、この日程で協議願ひ決定していただきたいと思ひます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より道内研修の日程について説明がありましたが、何かご意見、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、事務局案どおり農業委員道内研修の実施日程を7月18日（水）19日（木）20（金）といたしますが、ご異議ありますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

○議長（早坂会長）

その他、全体を通してご意見・ご質疑等ございますか

○事務局(佐藤局長)

その他ということで、報告させていただきます。既にご存知とは思ひますが、



今月31日をもって櫻井主査が退職し、後任に農林課より谷尻主幹が異動となりますのでよろしくお願いたします。

○2番(齋藤政策委員長)

一点お願なのですが、たまたま、農協の懇談会において、農地の賃借料について上士幌町は安いから他町村に流れていくのではないかとの意見がありました。農業委員会では賃借料の上限は10,000円ということで認めてきていると答弁させていただきましたが、流動化対策協議会でその分について色々検討しているところですが、この賃借料の価格設定について今までどおりでいいのかどうか、検討する場を設けていただきたいと思います。他町村の賃借料の参考、一部野菜生産組合へアンケートをとってございますので、一度協議する場を設けてほしいと思いますが、会長いかがでしょうか。

○事務局(佐藤局長)

農地流動化対策協議会でも議論してきましたが、いわゆる北居辺地区南側の農地の流失についてどうするかということもありますが、ここだけ上げるということにもなりませんし、農地価格に悪影響を与えることになって困りますので、今後、上士幌町の農地の流失をどう防ぐか論議してきた延長線にあると思いますので、最終的に会長の判断となりますが、一度、調査検討した上で皆さんのご意見等頂き議論していきたいと思ひます。

○議長(早坂会長)

日程等まだ決まってはいませんが、一度皆さんで話し合う機会を設けたいと思ひますので、その時はよろしくお願いたします。

○議長(早坂会長)

その他に何かございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、それでは総会を閉じさせていただきます。

---

◎ 閉会宣言

○議長(早坂会長)

これをもって、平成29年度第11回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(閉会時刻 午後3時25分)

